

いう趣旨で書いてございます。しかし、今申しましたような国民経済の発展というからには、中小企業対策等を含めたさらに広い視野からの政策があらわされて行なわれなければならないというところが私どもの考え方でございます。

○武藤委員 目的の重点が非常に国家経済の全体というように中に重点があり過ぎて、肝心な消費者や中小企業者に対する配慮が足りないというところは避けられないと思います。今後積極的にそういう問題は取り上げていかなければならないと思いますが、本法のいう購入者とは購入する任意の者をいうとなっておりますから、それも購入者でありますけれども、指定商品の範囲の決定、割賦販売の標準条件次第では、低額所得者は、かりに万一安定した収入があるとしても、実際の指定商品があり高いものばかり指定してしまつたり、それから標準条件の中で非常に短かい期間が設定されるというようなことになる、今割賦販売を利用して何とか生活の中でやりくりしておる者は、割賦販売法ができたために、逆にそういう人たちが締め出されるというおそれもあるにしもあらずです、指定商品あるいは標準条件の決定次第では、だから、やはりそういう安定した中程度の階層の者が割賦販売の恩恵を受ける。これは信用もありま

すし、業者にとっては一番安全だし、取引秩序から見れば、それが一番安定しておるわけですから、それで、さうでなく、このことによつて逆に低額所得者が割賦販売の道が閉ざされてくるというふうなことは困るのでありますから、やはり指定商品等をきめる場合

は、相当低額のものまで指定商品の中に加えるように十分の配慮が加えられないと、逆に今度はこの法案ができたために、割賦から締め出されるという場合が起きると思ふのです。そういう点はどうです。

○松尾(金)政府委員 この法案の第二条第二項に、指定商品の定義が一応出してございまして、ここに書いております意味合いで「耐久性を有し」という以上は、一回限りの消費で消耗されてしまふ、たとえば飲料品でありますとか、あるいは燃料でありますとか、こういうものは長期の支払いを前提とした割賦販売には適しないという意味であると思ひます。また「定型的な条件」といっておりますからには、たとえば極端な場合でいいますと、船舶でありますとか、プラント機械でありますとか、要するに一品々々の注文生産によるようなものを、まさかこの条件に載せるわけには参りませんので、そういう意味の特殊のものをここで定義のうちで除いておりますけれども、割賦販売の制度に上つておるようなものは、ほとんど漏れなく指定をしたというふうに考へております。従いまして考へ方にありますのは、指定商品の限定の仕方、さういふふうに積極的にポジティブな形で指定をしない、さういふものはここで扱ひ指定商品ではないというネガティブの定義の仕方も考へ得ると思ひます。しかし、私どもが研究いたしました限りでは、この程度のことを法律で定義をしてあげば、あとは、まあ商品分類のいろいろな仕方があつてありますが、中

分類程度の商品分類で指定をして参りますならば、特に指定漏れになるとか、あるいは従来考へられなかつたようなものが突如としてここに現れてくるというようなことはないだろう。さういふ意味で、若干技術的な問題はございしますが、政策的に大きな含みのあるような指定の仕方だと、問題は起らないといふような意味で、このような法律で定義を下す、あと中分類程度の幅の広い指定の仕方をして、その中には、今申しましたような特殊のものが入つていないといふことで、実際の運用には差しつかえないのではないだらうかというものが、この第二条の定義の仕方の趣旨でございまして。

○武藤委員 大体わかりました。最近国民購買力が向上して、耐久消費財、耐久生産財の売り上げが伸びておることは事実でありまして、本法の施行は、さらにこの方向を健全に助成すべきものだと思います。従つて、この指定商品の品質、それから生産コストと販売価格との差、それから商品の規格等については、国はやはりさういふ法律を作つて秩序を考へるとともに、さういふ消費者との関係における問題については、十分行政的に指導をしていく必要があるのではないだらうか。この間厚生省関係で薬の乱売が問題になつたやうでありますけれども、やはり今後はさういふ関係についても十分国が関心を持つて指導していくようにしないと、せっかくさういふ法律を作つた効果といふものが減殺されてくるんじゃないかと思ふのです。その点はどうですか。

○松尾(金)政府委員 私どもの考へも、全く御意見の通りでございまして。

この法案自体には、先ほど来申し上げておりますように、さういふことについて具体的なことはあつたておりませんけれども、割賦販売というより形のもの、いわば消費者のために有利な販売制度が円滑に動いていくためには、当然今御指摘のような配慮がなければならぬと思ひます。御承知のように、通産省でも、若干の商品につきましてはJISマークという制度が前から運用されております。あるいは優良なデザインを奨励するといふようなこともやつております。しかし、もちろんそれだけで足りるわけではございませんで、私どもの担当しております行政の範囲内におきまして、いわゆる生産面からだけの行政ではなくして、いわゆる消費者行政といふことを、今後相当深く突っ込んで考へなければならぬといふのは、私どもが前から検討して参つたところであります。消費者行政を全般的にどう考へるかという点は、われわれ内部ではいろいろ作文したのもあります。いわば、今回の割賦販売法案は、法案としてはその第一号に当たるような性格のものであり、さういふことは考へておるわけでありまして、今御指摘の点は、私ども全く賛成でございまして。

○武藤委員 本法の第六条で、この割賦販売契約の解除がされた場合に、損害賠償の請求ができるようになっておりますけれども、「契約のために要した費用の額」といふことをいっておられますけれども、その範囲といふものは一体どの程度まで考へられておるか。販売業者が購入者宅を宣伝や何かを含めて訪問した、さういふ交通費あたりまでこの中に入れるということにな

ると、これは問題だと思ひますが、その範囲はどの程度ですか。

○松尾(金)政府委員 第六条に書いております意味は、この字句解釈から申しましても、当然、たとえば契約の書面の作成費であります。十円程度であると思ひますが、それに印紙を張らなければならぬので、印紙税の関係でありまして、あるいはまた、契約の履行解除といふようなことについて、具体的にはどういふものがあるか、そのときのケースによつて若干差があると思ひますが、そのために特別に要した費用といふことに、法律の字句解釈から当然限定して考へられなければならないものでございまして、これがさう多額の、つまり販売業者が非常に恣意的に、あれもこれも、これに要した費用といふわけには、もちろん参らぬといふふうに考へております。

○武藤委員 交通料等は入りませんか。

○松尾(金)政府委員 どういう場合に交通費が入るか、たとえば、契約者というか、購入者が契約を解除するに至るまで、しばしば購入者のうちに行つて契約解除の催促をしなければならぬといふようなこと、そのために特別に費用が要つたといふようなことになりまして、それはやはり、その際の契約解除のために特別に要した費用という解釈問題が出てくると思ひますが、その辺は、ここで具体的な場合を具体的に今申し上げるわけには参りませんが、あくまでそれは契約の解除のために特別に要した費用という、この特別に要するところの解釈問題になると思ひます。

○武藤委員 一つ十分業界の主張を入れるように努力してもらいたい。

それから、指定商品に指定された商品の物品税は減免処置をとってもらいたいという、この間業界からのだいたい強い要望もあつたようだけれども、指定商品に対して優遇するというようなこともなかなかむずかしいかもしれないけれども、割賦販売法の精神からいって、そういう点も一つ考慮してもいいのではなからうかと思うのですが、そういう点について何かお考えになつておられますか。

○松屋(金)政府委員 お話のような要望があることも私も承知いたしておきます。ただこの問題は、前に御指摘のごさいました点と比べて、かなりむずかしい問題であらうと思ひますので、現在のところは個々の商品について、そこまでの議論はまだ十分いたしておりませんが、要望としては承知いたしておきます。

○武藤委員 割賦販売においては、割賦販売業者が貸し倒れのため損失負担が大きくなると思うのです。本法のあれによって、なるだけ貸し倒れ等がないように、いろいろあると思うのですが、けれども、貸し倒れ準備金等について、この間業者の方からも最低一〇%ぐらいは見てもらいたいというような要望もあつたようであります。やはり貸し倒れ準備金等に対して何らかの助成措置というものが、割賦販売法の建前からいっても必要になるのではなからうかと思うのですが、そういう点はどうお考えになりますか。

○松屋(金)政府委員 貸し倒れ準備金の問題は、割賦販売については特に問題が多いと思ひます。現在御承知のよう

に、法人の場合と個人の場合に、それぞれある程度の積み立てと、それから最高繰り入れ限度が設けられておりますが、それを割賦販売の場合につきましては、最初の繰り入れ額につきまして特別な配慮をしてほしいということ

で、これも先ほど申しました流通部会で、割賦販売に関する税制の中で、特に問題であるという意味で現在検討しております。何らかの結論を得て、業界の要望に沿えるように努力をいたしたいと思ひます。

○武藤委員 この間の参考人の意見の中でも、チケットに対する印紙税ですか、これを一つ何とか考慮してくれ、できれば減免してもらいたい、減免ができない場合でも、一つ引き下げを考へてくれないかという、額は小さいようだけれども、ぜひ頼むという、非常に強い要望があつたようだけれども、これらの意見に対して何かお考えになつておられますか。

○松屋(金)政府委員 御承知のように、現状では三千円以上ということに印紙税がかかつておるようでありまして、当面この免税点の引き上げということを中心として、今流通部会等で検討をしておるところであります。もうしばらく税制の問題全般の中の一つとして、内容を検討して参りたいと思ひます。

○武藤委員 これで終わります。

○中村委員長 次は田中武夫君。

○田中(武)委員 割賦販売法案につきまして、実はきょうは時間の都合で、ほんのわずかしかなるけれども、せつかく大臣が見えておられますから、大臣にお伺ひいたしたいと思ひます。

○池田国務大臣 国民生活の引き上げというのを主題に考えますと、やはり生産を伸ばさなければなりません。生産を伸ばしたときには、健全な消費もこれに見合つて伸びていくことが必要だ。そこで、健全な消費のために、サラリーマン等に対してこういう制度が必要である。この制度をだんだん伸ばしていけば、これが金融の調整にも役立つ。先進国はそういうことをやっておる。だから、私は、生産の増強により国民生活の向上をはかるといふことから出発して、将来は、英米独仏のように、これを金融調整の手段になるように育てていきたいという考えでございます。

大体、提案説明なり、企業局長からはいろいろと説明を聞きましてだけれども、大臣から一つ基本的な点で御答へを願ひたいのですが、この割賦販売法案というものは、一体どういう目的でお出しになつたのですか。

○池田国務大臣 国民生活の引き上げというのを主題に考えますと、やはり生産を伸ばさなければなりません。生産を伸ばしたときには、健全な消費もこれに見合つて伸びていくことが必要だ。そこで、健全な消費のために、サラリーマン等に対してこういう制度が必要である。この制度をだんだん伸ばしていけば、これが金融の調整にも役立つ。先進国はそういうことをやっておる。だから、私は、生産の増強により国民生活の向上をはかるといふことから出発して、将来は、英米独仏のように、これを金融調整の手段になるように育てていきたいという考えでございます。

○田中(武)委員 大臣、ただいまそういう答弁ですが、私はちょっとこれを見て逆じゃないかという感じを受けたのです。と申しますのは、健全な消費を促進せしめて生産を増強するのではなくて、すでにマス・プロとして大量生産せられておる、それをこのままほりておくと、どうにも消費が伴わない。そこで、マス・プロの救済法というので、こういう法案をお考えになつたのではなからうか、このように考えるのですが、どうですか。

○池田国務大臣 どちらが原因か結果かという問題になつて参りますが、現状では必ずしもマス・プロというわけにも参りません。そうして消費がこれに追いつかぬというわけのものでない

い。私は、先ほど申し上げましたように、健全な消費政策を立てていくことが経済の発展のもとであり、それをつかまえて伸ばしていって、金融の調整にも使つていくという考えであります。

○田中(武)委員 健全な消費の発展といひますか、そうしなければいいのです。が、下手をやる、割賦販売、買方からいへば月賦で物を買う、こういうのがつい自分の実力を越えて買いがちである。現実に金を払わなくとも、給料日に給料から引くとか、そういういろいろな将来への債務が起きますので、現実には払わなくて済むということから、つい実力を越えて買いがちになる。従つて、健全な消費の発展助長でなくして、むしろ浪費助長を促進せしめないか、こういうことを心配するのですが、この法律立案にあたりまして、そういうような点についてどうのようにお考えになつたか。それからまた、そういうことに対する規制といひますか、一カ月の収入に対してどういう程度までが月賦で物を買ふところの限度か、こういうようなことについて何か検討なされたか。この法案を見てみますと、そのような消費者の面に立つての浪費といつたような点に対する配慮がなされてないように思ふのですが、その点いかがですか。

○池田国務大臣 それは個人の考え方問題でございまして、法律でどうこうというわけのものではないと思ひます。

○田中(武)委員 もちろん個人の考え方ですが、しかし、こういうのが出ると、つい買ひやすく、出やすくなるわけです。そうなればやはり自分の生活を越えて物を買ひたがる、その結果生活が破綻する、そういうことが考えられる。従つてそういう点を何らか考へておく必要があると思ひますが、あくまでも個人の責任だ、こういうふうに大臣はおっしゃるわけでありませうか。

○池田国務大臣 さうでございます。

○田中(武)委員 それではこういう法案を出して割賦販売についての秩序を作る、これはけっこうであります。だが、一面、その対象になる消費者の面については、それはお前たちの勝手だ、何らか考へていない、こういうふうに大臣はおっしゃるのですか。

○池田国務大臣 これは先ほど申し上げましたような考え方でございまして、買ひ過ぎるとかなんとかいうことの起こらないように法律で縛ることはできません。やはり私は個人の計画による購買を正常化していきたいという考え方でございします。

○田中(武)委員 そうしますと、やはり私が最初申しましたように、マス・プロでどんどん生産を増してきた、このままにしておくと消費が伴わない、そこで、売らんかなの商法、これに対して、法をもつて政府が応援する、こういう法律だと考えざるを得ないのでありますが、消費者の面について何らか考へていない。そういうことになれば、そういうことを言わざるを得ないのであります。どうですか。

○池田国務大臣 これは売らんかなのものではない、買わんなかなの問題も入つておるのであります。従つてそこ

やはり經濟原則によりまして運用されていくべきものと思います。

○田中(武)委員 たえばこの法律で買わんかなというか、消費者の面について特に配慮をなされたのはどういふ点ですか。

○松尾(金)政府委員 技術的な問題になりますので、私からお答え申し上げます。

この法案の内容は、御承知のように、秩序法と一口に申しておりますが、その中で消費者の保護のためのという条文は、条文で申しますと、三条以下六条までが直接の消費者保護の規定であると思います。九条、十条等は、双方のために健全な割賦販売の規制ができるようにというので、双方に關係があると思います。全体的に申しまして、今大臣から御答弁がございましたように、消費者がこの法案を足場にして、割賦販売を利用し過ぎはしないだろうかという点は、実はこの法案の論議の前提になりました流通部会等でもいろいろな論議がございました。ごく一、二の点だけ御紹介申し上げますと、要するに、現在、このような法律を作ると作らないにかかわらず、割賦販売そのものが経済的に非常に伸びる態勢にある。従ってこの法案によりまして特別に割賦販売を振興することか推進するとかいうような意味合いはありませんで、むしろ伸びようとする割賦販売のそういう経済の実勢に対して、それが健全に伸びるようにということがねらいでありますと同時に、健全という意味の反面には、購入者が自分の能力以上にあまり利用し過ぎるということになる、過度の信用供与にもなりますので、それはやはり望まし

くない。当然割賦販売をやる営業者の方でも、信用供与が過度に陥らないように警戒もするでありましょうし、当然経済的な調整がそこに行なわれるのであろうというような点が期待されておるといふことだと思います。

○田中(武)委員 私はきろの休みだつたものですから映画を見ました。東映ニュースの三十七号でしたか、今やつていますが、月賦と人生とか、月賦の中の人生とか何かそういうので、割賦といふか月賦の、いろいろな場面を特集したニュースであります。一応局長あたり、大臣も暇があれば見られたらいいと思いますが、その中で、月賦販売法という法律が今出ておる。そういうような説明で出ておりました。ところがなかなか月賦販売業者は鼻息が荒い。この法律ができるならば、月賦はもつとどんどん進むだろうというようなことで、赤ちゃんが生まれた出産の病院から墓場まで月賦だ、こういう搖籃から墓場まで月賦だ、こういうニュースをやつていました。それを見ておると、どうもこの法案は月賦販売業者のために作られておる、こういうような感じで、月賦販売業者は盛んに吹聴しておるところが出ております。それを見たから言つておるわけではないのですが、反面あまり買い過ぎて、家計に赤字が出過ぎて困つておるといふような給料日風景のところもつておりました。それを見た場合に、やはり消費に対して若干の——大臣のおっしゃるように、個人の消費に対して月給の何倍以上はいかぬとかいうことは法律ではできないと思ふ。できないけれども、たとえば二条に割賦販売の定義がありますね、何回以上とか何カ月以上

とかいうような。こういうところで金額等を、つまり何ほ以上のものでどうかというよりな金額を、定義の中に入れるということは考えられませんか。

○松尾(金)政府委員 この法案の趣旨は、先ほど申しましたように別に割賦

販売を特別に推進するわけではございませんけれども、現在取引の実情なり、あるいは経済の実情に沿って行なわれております割賦販売を、逆に特別に制限をするという気持も実はないわけでありまして、実際問題として、非常に安い商品がいわゆる個品割賦販売という形で行なわれているという例は少ないとは思いますが、それを一体どの辺の金額で、いうことになりまうと、立法的には非常にむずかしいと思います。そういう意味で、ここでは割賦販売の形式だけをとりえて、実態的に幾ら以上幾ら以下というような限定をすることは、立法技術的に非常にむずかしいと思いますので、そういうことは特別に考えておりません。

○田中(武)委員　そもそもこの法案を作る基本になったのは、百貨店の月賦販売が問題になって、流通都会で論議をせられて、その結果こういうのが出てきたと思うのです。そのときには、百貨店の月賦に関する限度ですが、ミマムが千円とか三千円とかで、もめたと思うのです。そういうような点から考えて、そういう金額という点については全然無関心にはおれないのじゃないか、こう思うのですが、いかがですか。

○松尾(金)政府委員　経過的に申しますと、百貨店のチケット販売の問題から、この割賦販売の問題になったたものではございませんで、むしろ事実とは逆

に、割賦販売の問題をかねがね私どもの内部で検討いたしておりました。その問題を流通部等におきまして検討をしていただいたのでありますが、そのさなかにおきまして百貨店のチェック販売の問題が起つたのであります。

す。御承知のように百貨店とチケツト販売の場合には、百貨店と小売商が競争する関係になりますので、その際

に、同じ条件で同じ方法で競争する場合に、百貨店の方にやや不利な制約をつけておくことが必要であらうという

政策的な配慮で、あのような自粛策をとったのでありますが、あれは別段割賦販売の本質の問題ではないわけであ

りまして、この割賦販売法案そのものは、百貨店のチケット販売問題とは直接には関係なしに、それ以前から検討

○田中(武)委員 その点は、割賦販売を論議しているときにたまたま問題が

走きた。ところが先か私も内部のこと
はよくわかりませんが、とにかくにも
百貨店の日信販と提携しての月賦の

それからとうとう論議が急速に進んだ、私はそういうふうに理解しております。

「それにはそれとして、私に時間がないので一応これでやめて、あとあらためて申したいと思いますが、お伺いしたいと思ふのは、これは前にも局長に聞い

たことはあるのですが、大臣の考えを聞いておきたいと思います。と申しますのは、朝武販売去も要は流通秩序

に關する法律だと思います。そうしま
すと、昨年本国会で論議いたしました

通過いたしました小売商業調整特別措置法、これも結局は流通秩序に関する法律だと思えます。また先年通りまし

た百貨店法、これも言うならば流通秩序といいますが、百貨店は大体小売です。それから、そうすると流通経済に関する一つの法律だと思ふ。そうなつてきますと、これらの関係法律との間の関連連帯を考へていかなければならぬと思ふの

ですが、立案に当たりましてそういう点等は十分お考えになりましたか。

○池田国務大臣　これはやはりそうい

う一連の流通関係の法案でございますので、もちろん考えております。

○田中(武)委員　そういたしますと、

登録する場合、前払式割賦販売業者は、この場合やはりこの法案でいくと別に制限がないから、百貨店それ自体がや

るといふことには、一応百貨店の業務としては疑問があるとしても、百貨店でもあるいは直接生産メーカーでも、

登録さえすれば小売の前払式割賦販売業者になり得るわけです。あのとき論議になったのは、百貨店と小売との関

ういうものが問題になったと思います。先日の参考人の意見によりまして

カーの直接信用販売と申しますか、そういうのが盛んになって、いよいよ

いはメーカーが第二会社を作り、そういうところでやらず、こういうことには力がない。私はこの法律はまずま

す小売商を圧迫して考えると考えるので
すが、たとえば小売商業調整特別措置
法との関係においてどうなりますか。

○池田國務大臣 この法案では十五條の規定に違反しない限りは一応許すこ

とにいたしているのをごさいます。これをやりました場合に小売商にどういう影響があるかという問題は、これは

別個の問題というわけではございませ
んが、私は経済全体が伸びていく場合
において、必ずしも、小売商はいろ
ろな点で得るところがあるので、全体
の政策としてよければ小売商にさしむ
き弊害はない、もしそういう弊害が出
てくるような事態になれば、それはそ
のときにまた考えればいい、こういう
考えでよろしいです。

○田中(武)委員 弊害が出ればそのと
きにということなんです、この法案
を見ただけで、はつきり言い得ること
は、メーカーが登録を受けて直売をす
る、いわゆるメーカー信販という方向
をたどることは明らかです。そういう
点から、なるほど昨年の国会で小売商
業調整特別措置法を論議いたしました
ときに、われわれの主張が一〇〇〇法
案には盛り込まれた。しかし少なく
もあれは流通秩序の上においてメー
カー、問屋、小売、これらの間の範囲を
はつきりしていこう、こういうことが
一つのねらいであったと考えておりま
す。そういう点から見た場合、この法
律との関係がもっと吟味せられること
が必要であらう、このように考えるわ
けなんです。

○松尾(金)政府委員 今御指摘のござ
いましたこの法律とこの法案は流通秩
序という意味で、もちろん関係はある
わけですが、ただ同じく流通秩
序の中でも、この法案のいってござい
ます流通秩序と申しますのは、購入者と
販売業者との間の縦の流通秩序
をねらいとしておるわけではございま
す。つまり割賦販売業者と割賦で物を
買う方の人、縦の流通秩序でございま
す。それに對しまして、今御指
摘の百貨店法でありますとか、小売商

業の調整法等は、小売業者相互間の
流通秩序の調整でありますので、今御
指摘のメーカーが直売するかどうかと
いう問題は、ほかの小売業者に迷惑を
与えないかという、横の利害の調整の
問題であります。従いまして、この法
案で横の調整、小売業者相互間の調
整をやるということは非常にむずかし
い。それは小売商業調整法等、別途の
横の調整法の方で運用せざるを得ない
のではなからうか、この法案の趣旨と
してはそういうわざを得ないという内
容じゃないかと思ひます。

○田中(武)委員 流通秩序というか、
その流れに對して、昨年の小売商業調
整特別措置法の際にも、あなた方はわ
れわれとは若干見解が違つておる。し
かしものごとを流通という上から見る
なら、作られて中間業者を経て消費者
へ行く流れです。要は生産から消費へ
の道を流通というのです。この
場合、この割賦販売法案も対象は消費
者なんです。そうすると、小売商業調
整特別措置法は、なるほど小売と市場
とか、いろいろな関係があつたと思ひ
ます。しかしあのときに問題になつた
のは、メーカー、卸、小売、消費とい
く、この段階におけるいろいろの面が
問題になつたと思ひます。この点から
考へて、流通秩序法の一つとしては、
やはりその流通過程というものを考え
ずに論議はできないと思ひます。私はき
ょう十二時でなにしたので、この程度
にしまして、あとでまた續けて論議い
たしたいと思ひます。

○中村委員長 この際、一時まで休憩
いたします。
午後零時三十分休憩

午後一時二十五分開議

○中村委員長 休憩前に引き続き會議
を開きます。

纖維工業設備臨時措置法の一部を改
正する法律案を議題として審査を進め
ます。

前會に引き続き質疑を続行いたしま
す。塚本三郎君。

○塚本委員 大臣がお見えにならぬよ
うでありますから、途中からの質問に
なると思ひますから、ちよつと局長に
はお答えにいかと思ひますけれども、
できるだけそれに沿つたように御
質問を申し上げてみたいと思つており
ます。

御承知のように、業界におきまして
は為替・貿易の自由化ということを中心
として真剣に取り組んでおります。
おおよそ纖維業界はこれに對してはあ
まり賛成の機運ではなかつたと思つて
おります。しかし國際的趨勢の中では
押え切ることができないという政府の
意向にやむなく折れたという形ではな
いかと思つております。そういう形の中
で、いかに業界が立ち上がつていこ
うかという場合におきまして、この設
備の制限の問題が調整されてこなければ
ならぬことは当然だと思つております。
しかししもともとこの設備制限なる
ものの根本は、私どもが考へてみます
に、かつてあの自由化ということ
に對して全然予想もなかつた當時に
おけるところの業界の不況克服のため
に、設けられたものではなからうか、か
ように考へております。そうだとした
しますならば、一律にこの設備の制
限をすべての纖維産業に——もちろん
内容としては、數の問題では現状に合
うよりないいろいろな操作を加えておる

ではございまいしょうが、一律に規制を
するという段階は、もはや過ぎ去つた
ような感じがするわけですが、たとえ
ば綿の關係と羊毛の關係とは、一律にこ
れをそのまま規制を延期していくとい
う形をとるべきが妥当であるかどうか
というところは、これは非常に大きな問
題ではなからうか。特にこれが日本の
産業の発展ということにも、もう
一つ大きな柱は、やはり業界の育成に
あつたと思ひわけでありまして、そう
だといふ規制するならば、綿と同じよう
な形で羊毛がそのまゝ規制せられてい
ることは困る、こういう意見が羊毛の
業界には非常に強い空氣として、国会
の中にも反映されてきておると思つて
おりますが、その点は局長はどうい
うふうにお感じになつておられますか。

○今井政府委員 今お話のように、た
とえば法律はA施行ということを中心
として、提しなさいと申すものでありま
すから、従つて、紡績の中で、一律に規制
するのはおかしいじゃないかというお
言葉であります。実は紡績というこ
とになりますと、これは御承知のよう
に、糸をつむぐ段階でございまして、
糸は綿糸あるいはスフ糸あるいは毛
糸、それぞれ代替關係がございまして、
従いまして、あるものは規制し、ある
ものは規制しないということはなかな
か困難かと思ひます。ただ、現実問題
としましては、設備が若干異なるわけ
でございまして、従つて、たとえば綿に
ついては若干規制率が緩和されて、羊
毛については規制率が強いというふう
な状態は、現状に照らしましてやむを
得ないかというふうに考へておりま
す。ただ、ただいま、羊毛につきまし
て綿と違つたから、従つて、規制率

を緩和してもいいんじゃないかとい
うことになりまして、これは事実と逆で
ございまして。現在綿糸紡績につきま
しては大体一割五分の格納をやつてお
りましても、毛糸紡績については、
現状でも設備が非常に余つておりま
して、一割五分の格納と、さらに一割五
分の封緘、合わせまして三割の設備規
制をやつておるような状態ではござい
ます。従つて、今後やはり各業界の
に應じて規制を継続せざるを得ない
というふうに考へております。

○塚本委員 それでは、業界の實情を
いいますと、局長のところへ出てきて
おります業界の意思というものは、規
制してほしいという方が強く出てきて
おりまして、はずしてくれという意見
は局長のところにはあまりきておりま
せんか。

○今井政府委員 これはもう少し具体
的に申し上げますと、毛糸紡績の中に
御承知のように二つの業界がございま
して、梳毛紡績と紡毛紡績と二つござ
います。ただいま三割設備規制をして
おるといふのは、これは梳毛紡績で
ございまして、ところで、実は纖維業全
般は世界のレベルに比べまして非常に
競争力があるのでございまして、遺憾
ながら紡毛紡績だけにつきましては、
たとえばイタリアだとかイギリス等に
比べまして、決して競争力が強くな
い。もしこの纖維製品の自由化とい
う段階まで將來進むというふうなこ
とになりますと、紡毛紡績につきまし
てはやはり相当の問題があるというこ
とで、何とかほかの紡績に転換したい
という要望がございまして、私もそ
れはもつともだといふことで、紡毛紡
績につきましては合纖紡へ一部転換の

つの方向として場合によつて系列といふふりな面も出てきておるのであります。この系列の問題につきましても、系列が抽象的に悪いんだとか、中小企業の地位というものを非常に悪くするんだというふうな見方もあるかと思ひますが、現実問題は御承知のように、機屋さんは紡績の系列にいかに入るかというところに夢中になっておるような状態でございます。と申しますのは、結局御承知のように、繊維製品は非常に輸出に依存するわけでございまして、その場合に大きな紡績のチョップというものは外国に対して銘柄が通つておるわけでございまして、従つて紡績のチョップというところで輸出しました場合には、値段が相当有利になるといふ問題のほかに、一たん不況が来しました場合にやはり紡績との系列にあつた方が企業経営が安定するといふ関係で、善悪の問題は別といたしまして、むしろ系列化を繊維専門業者が望んでおるといふふうな現象でございます。私も、いい悪いは別といたしまして、そういうことが行なわれておることはやむを得ないのではないかと、いふふうに考へてゐる次第でございます。

○塚本委員 そういたしますと、その系列化ということ、確かに業者も現在の場合としてはそういう形はやむを得ない形で、むしろ望んでゐることは事実認めざるを得ないと思つております。しかしそうなりますと、中小企業がやはり中小企業としての独自性を生かすといふことよりも、それは単位としては独立性を生かしておられますが、製品としての独自性とか、あるいは企業としての独自性を生かすといふことよりも、現在中小企業が非常に苦

しい立場にあるから大企業の袖の下に行こう、これは繊維業ばかりでなくて、一般のすべての中小企業が、今そういう形をねらつて系列の中に何とか入りたいという形になつてゐると思ひますが、これは今の局長のお話ですと、どちらともとれるような御答弁がございましたが、将来やはりそういう形でいくことはやむを得ないのだという立場で指導しておられるのか、あるいは繊維の業者はこういうふうにあらねばならないのだという基本的な態度を持つた上で、現在としてはいたし方ないという形なのか、その点はどうでしょう。

○今井政府委員 これは私の私見でございますが、現状におきましては、織布団体におきましては縦の系列化、それから横の団体法による組織化、二つが織りなされていくことが妥当ではないか。と申しますのは、系列化といふことになりまして、どうしても比較的優秀な機屋さんが系列に入ることになりまして、その系列の選に漏れましたものがどうするかという問題になるわけでございまして、現実の問題として、いい悪いは別にいたしまして、縦の系列化、それから横の組織化といふものが織りなされていかなければならぬと考へております。ただずっと長い将来の問題になりますれば、おそらく中小企業独自の判断で、完全雇用が進むにつれて中小企業の経営は自主性と申しますか、独自性を回復するのではないかと、かように考へてゐる次第でございます。

○塚本委員 現在の企業の姿と、特にマスコミの力によりまして紡績がシャツの宣伝まで今してあります。こういう子供供の口にも、紡績の宣伝によつて、シャツの宣伝がなされるという状態の、このあふりの中で生きられないから、いたし方なくほんとうに優秀なものこそ独自性を発揮した企業にいくべきであるといふふうには私たちがしつと考へるのですが、その優秀なものでさえも生きることができないから、同じ仲間をけ落して系列の中に入つていく、こういう中小企業者の苦しみを味わつてゐるのではなからうか、こんなふうな地味で見ていて私どもは想像するわけです。彼ら自身では一企業のおやじであるといふ自負心のもとにやつていきたいけれども、十大紡の名前をしかたなしに口に出して、そして下請のやうな形になつておる。こういう形が中小企業の中の姿として正しいとは私たちが思ひたくないわけです。だからこの際そういう点、もう少し分野を明確にするために、この規制法と直接には関係ないかもしれませんが、形にでもしていかないといけないといふふうなことを、私たちが考へるわけですから、その点どうでしょう。

○今井政府委員 ただいまのお話は綿関係の機屋さんに関する問題だと思ひます。綿関係の機屋さんにつきましては、御承知のように二十年ぐらい前から、戦前からある程度の系列が行なわれておつたのでございます。最近それがまたひんぱんになつて参つておりますけれども、系列は前からあつたのでござ

ところで福井、石川、これは絹、人絹の産地でございますが、そこは数年前にはほとんど系列はなかつたのでございまして、機屋さん独自の考え方で織物を織つておつたのでございまして、それが非常に不況の際に大きな打撃を受けまして、むしろ系列化した方が企業として安定するのではないかという声が、機屋さんの方から起きました。現在ではほとんど綿と同じ程度に系列化が進みまして、それがむしろ産地の安定をもたらしつゝいるといふことになつておるのでございます。従いましても、先生の申しやうのように、もちろん系列化といふことは、一面においてそれだけ中小企業の自主性が発揮できないといふ点があつて残念なことだとは思ひますけれども、しかし経営の安定といふ面から申しますと、やはり今のやうな非常に設備が過剰である、ほりうつておきますとお互に非常に競争が激しい場合におきましては、ある程度系列化によりまして金融のめんどろだとか、あるいは設備改善のめんどろだとかいふことを、親企業から見ても販路も拡大していくという傾向はやはり否定できないのじゃないか。それに

○塚本委員 不況のときは確かにそれでいいと思ふのですけれども、今度好況になつた場合において独自のそれを発揮しようと思つても、逆にまた糸と糸の立場からいふものが制限を食つてしまつて、中小企業としての特質を伸ばすことができない。今はや

り局長がいわれたようにやむを得ないといふことですから、もつとはつきりといふ際、不況のときにはそれが非常に助かるというところで、これは繊維の産業ばかりではないと思ふのですが、しかしながら好況のときに、それではどうするんだというふうなことを考へてみたときに、もう抜き差しならぬ、すべてびしゃつと整つてしまつておるといふやうな形で、何か独占的な事業にそれが陥つてしまつていくことで、せっかく原料の自由化とか、こういうことが外にうたれておりましたも、国民には一向にびつたりこない。それは国際貿易の中における外国との二重価格制を糊塗するための一つの手段であつたにすぎないといふやうな形にさへも感じてしまふやうなことになるはしないか。その点はどうですか。

○今井政府委員 これは確かに系列化の状態におきましては、不況のときにはそれだけ系列にある機屋さんとしてたえ得る抵抗力が出るのでございまして、好況のときには申しますと、やたらにはもうけられないと申しますか、不況のときにはむしろ織り賃はすつと上がりまして、それはほとんどつひな値上がりはしない。むしろ利潤が好況、不況を通じて下請企業でも平準化されるということになつておるに思ひます。これはもちろん好況のときには青天井でもつてもうけが得られるけれども、不況のときにはどうなるかわからぬという状態より、やはりその企業として安全度が高いために、系列化をむしろ欲しておるのじゃないかといふふうにはわれわれは考へておるわけでございまして。

ところで原料が自由化されました場合に、今のような状態のままにほうっておくと、かえって中小企業が困るのじゃないかというふうなお話でございしますが、私も実はその点については違った意見を持っておるわけでございまして、これは原料自由化に踏み切ります際にございまして、先ほどお話がございましたように、機屋さんとして非常に影響を懸念しまして、むしろおっかなびっくりであったというふうにお考えのところでございまして、私が踏み切りました後におきましては、私は機屋さんで自由化に反対するという声を、いまだかつて聞いたことがないのでございまして。と申しますのは、今までの原料の割当が紡績にいわば特権的地位を付与しておった。ところが自由化になりますと、それによりまして、紡績としてはそういう特権的地位はなくなりまして、いかにして買手にサービスするかというサービス競争ということになります。その結果過剰設備があるということも手伝いまして、糸の値段が非常に下がっておるといふ状態に現在なっておるわけでありまして、約半年前に比べますと、現在の糸はおしなべて三割くらい下がっております。ところで織物の値段はどうかと申しますと、織物はやはり非常に広い輸出市場を持っておるわけでございまして、主として織物の形で輸出されるわけでございまして、海外がむしろ織物の相場をきめるというふうな形になつておりまして、糸はさきように三割も下がりましたも、織物の値段は一向下がらないという状態になつておりまして、それだけ機屋さんの加工賃が非常に上がった。現在御承知のように綿

機屋につきましては、むしろ非常な好況を謳歌しておるといふような状態になつておるわけでございまして。これは過渡的な極端な現象かと思ひますけれども、しかしやはり本質的にはそういう状態がある。つまり今までの紡績の特権に裏づけられた中小企業の方からいいますと、糸高の製品安というところが、今度はむしろ糸安の製品高という現象が潜在的にあるのではないかと、さういふことからいまして、原料の自由化に関する限り、機屋さんの地位というものは、むしろ總体的に以前よりは向上しておる。従いまして、それによりましてある程度系列化というものが従来よりかなり促進いたしました。でも、加工賃は従来よりも相当大幅に上がるのではなからうか、従つて中小企業である機屋さんの地位というものは、今まではよりよくなる、かように考へておる次第でございまして。

○塚本委員 私が申し上げたのは、自由化によつて機屋さんが困るということとを申し上げたわけではないのであつて、確かに局長が言われる通り、自由化せられたことによつて機屋さんはいわゆる進んでいくといふことになつて、せつぱかいいいのかかわらずに、確かに収入といふ意味では安定しておるかもしれないが、自由化といふものの特質を考へてみますと、自由化であるのかかわらず、系列化が進んでいくといふこと自身は、これは何のために自由化したかわからないような形で、だからせつぱ自由化によつていいものも、系列化によつて頭を押えられていくといふこと、さらに自由化せられることによつて系列化が進む

といふことになる、逆に中小企業の特質がだんだんなくなる。大体自由化自身が中小企業の特質を出すといふことに大きな意義といふものを認めていくべきではなからうか。ところが、一方それを押えるために系列化させていくといふ形になると、一時はばつとよかつたけれども、ずつとまたさういふ言ひわけの形で、申しわけに、外に向かつては自由化の形を整えてきたけれども、中においてはさつと抜き差しならぬ形に追い込んでいくといふことで、さういふ形は、過渡段階としては、現在の実情からやむを得ないかと考へる。やはりこの点系列化といふことに対する考へ方といふものは、もつと慎重に考へていかないと、自然とさういふような業者が喜んでそちらになつていくことになつてくる。と、自由化といふことに対する機屋さんたちの特質が出てこなくなつてしまふ。その点には不安を感じられませんか。

○今井政府委員 自由化というのは、これは申すまでもなく国の制度として今までは原料割当という形がありましたのを、今度それをやめまして、一切経済関係は国内の流れをまかせる、この設備が非常に過剰でございまして、設備規制だけはいたしますけれども、国内の取引関係は経済関係にまかせます。その結果何と申しますか、先ほどちよつと触れましたように、もし自由化といふことになりましたら、経済の動きの変動の幅といふものが大きくなる。それに対して不安を感じますところの機屋さんなどはもと安定した地位を望みたい、従つて自由化による混乱がどういふことになりますか、とにかく混乱、わが身に振りかかる火の粉といふものを防ぎますために、むしろ大きな親企業と連携をしたいといふ、むしろ親企業対中小企業の自由なる意思に基づきます結合と申しますか、あるいは協力関係と申しますか、さういふことでございまして、政府がそれによつて系列化を意圖的に進めるといふふうなことはなく、経済関係によりまして自然にさういふ状態が現出するといふことであらうと思ひます。ただいま御質問のように、さうなりますと、せつぱ中小企業として独自性、特質があるにもかかわらず、それが薄れるのじゃないかというお話でございまして、けれども、これは系列化によりまして、たとへば品質はもつとよくなるということが言えるのじゃないか、染色関係につきましても、新しい染色方法あるいは新しい染色設備等を取り入れる場合に、中小企業独自の力でやるよりも、やはり大企業の指導なり援助を受けながらやつた方がいゝという面もございまして、従つてさういふ面でも中小企業が不利に立つといふことはないのじゃないか。ただ何と申しましたも、自分の自由意思でもって経営ができなくなる、親企業の意思によりまして、場合によつては、自分はさうやりたいといふ場合に別のことをせざるを得ないといふふうな、自由企業のいい特徴といふものは一部失われるわけでございまして、これは私は決していい状態じゃないと思ひます。しかしそれによりまして、自由化による混乱を自分の企業の立場から最小限度に取り除くためにその系列化を望むのであれば、その際は国としてもやむを得ない

のじゃないかといふふうに考へる次第でございまして。

○塚本委員 局長の話を聞いてみると、悪い言ひ方をすると何か植民地根性のような感じがする。さういふことをひしひしと私は感ずるわけであります。というのは、局長の先ほどのお話ですと、大企業でも織布といふものはあまり得じゃないといふことで、中小企業の特質を認めて、さうして中小企業にまかせておるといふ現状の中でありながら、国際的な自由化によるところの荒波の中で、彼らが大企業の中に身をひそめなければいけない、さういふ形で行なつておる。しかもその内容は何かといへば、仕事の部面と、そしてまた資金の部面でなからうかといふふうに思ふわけですが、さうなるとこれは企業の問題といふよりも、やはり業界に対する政治的な施策の問題、これが決定的な力を持つてくるのではなからうか。もちろんこの業者にこれだけの仕事をやれといふことは政府の力ではできませんけれども、やはり根本的に中小企業が能率を上げるなり、あるいはいい品物ができて、その特徴と個性が現われてくる、ここに日本の中小企業の強さといふものがあることも、それが性質じやなからうか。だからこそ一律主義の紡績の中で織布が戦い抜くこととはなかなかむずかしいといふことで渡しておきながら、逆に資金の面と仕事の面で上からしほり上げてきて、さうして自然と大木のもとに雨宿りするといふような形が中小企業の中に現われてくる、さういふ姿を組織局長の立場から見えておられて、私は、悪い言ひ方で恐縮ですが、さういふ場合にやはり中小企業の特つ独自

の生産の力と技術、こういうものを中小企業としても、連携を保つことはいですけれども、そのことによつて中小企業の生命を奪つてしまふような形に、系列という名前のごとく、独自性というものを發揮できない形にするよりも、やはり今からそういうことに対して資金の面であるとか、仕事の面であるとかいうことに対して、はっきりと中小企業の産業というものの分野を確保する、そういう法律的なことを考える必要があるのじゃないか。あるいは資金の面でも、従来にもましてこれらの問題に対して実際は実力があるのだから、資金面をしてもたした仕事の面でも、生産ということよりもつながりという面で生きていかなければならないというところに、中小企業の今日の悩みがあるのではないだろうか、これを伸ばすということのお考えがあつてしかるべきではないだろうかというように私は考へるのですが、どうですか。

○今井政府委員 ただいまお話しした点は、紡績と中小企業である事業者の仕事の分野を分けたらどうかというお話もあつたと思います。紡績はたとえ自分の兼営織布をやめて、そうしてはた関係は中小企業の方にまかせるといふふうな線を、国として産業政策的に打ち出したらどうかというふうな御意見もあつたと思つておりますが、実は事業者には前からそういうことを望む声もあるわけでございます。ただ実際問題といたしまして、現在織布の三分の一は紡績がやっておるわけでございます、あとの三分の二をこの事業者たる中小企業の機屋さんがやっておるということでありまして、紡績の織布

というのとは非常に大量生産で無地ものをやつておるのでありまして、海外にそういうものを出しておつた、今まではそういう存在理由がございましたが、やつておつたのでございまして、だんだん大量生産じゃなくて、変わり織りと申しますか、それぞれの品物について非常に特質のあるものが、国内におきまして輸出につきましても要求されるということになりました、先ほど私が申しましたように、むしろ紡績自体も機会があれば、何とかして自分の方の機織というものは縮小して、専業の機屋さんに頼みたい。その専業の機屋さんに頼みたいという形が、一部は糸でもって自由な形で売るといふようなことになつておると思いますが、一部は互いに協力関係を申しますか、系列化を深めまして、そういう品物を作つていきたいという動きになつておるのでございまして。ところで自然の流れというものは、今申しましたように、紡績の方は漸次そういう織物を織ることは中小企業である機屋さんにまかせまして、自分たちの事業はできれば縮小していきたいという気持にあるわけでございますが、国が法律でもって一挙に、たとえば紡績は紡績だけにしろ、あと織布は中小企業に適する仕事であるから全部機屋さんにまかせろということ、は、あまりにも大きな変動になりますし、またはたして結果が妥当であるかどうかというところになります。非常に疑問でございます。しばらく情勢の推移をながめながら、さういふ事態に落ちつく方がわれわれとしてはむしろ望ましい姿であるというふうに考へておる次第でございます。

○塚本委員 それでは局長としても、やはりそういう形に落ちつくことは望ましい。それからまたできるなら、一挙ではないけれども徐々にそういう形で、中小企業産業の分野を確保する方向に指導していくということについて確信を持つておいでになるわけですね。

○今井政府委員 先ほど申しましたように事態はさういふ方向に動いておりますが、さういふ方向というのは望ましい方向であり、これは時間がどれだけかかるかわかりませんが、望ましい方向ができるものと期待しておる次第でございます。

○塚本委員 それではその問題はけつちうです。

もう一つだけお伺いしておきたいと思いますが、それはこの設備の制限をすることによつていろいろな問題が出てくることでしうが、先ほどの、三分の一は紡績が織布を持つておるということですが、現実には三分の一であつても、これが能力の点でいくと三倍ですから、同じくらしい生産量を見ておる、こういうふうには私たちが見ているのでございまして、それなりになります、大体そういうことを予定して、その設備に対する制限台数というものを考へておられたかどうか、この点でございますか。

○今井政府委員 能率的に申しますと、たとえば紡績の最優秀な機械というものは、機屋さんの一番悪い機械に比べて三分の一というふうなものもあると思つておりますが、紡績の持つておる設備は全部いいんだ、機屋さんの持つておる設備は全部悪いんだということではございせん、平均的に見ますと能率の差というものはそれほどじゃない。従いまして生産の多寡から申しましても、三分の一がもう少しよいできておるという程度でございまして、決してさういふおっしゃるほど大きな開きはないわけでございます。生産量もほとんど設備に比例している程度でございまして。特に紡績は自分の持つておる機械のうちで相当部分を現に持つておる動きしていないという紡績が非常に多いのでございまして、むしろ機屋さんに仕事を頼みまして自分の方の工具、労働者は紡績に使つて、自分の方の機織の方から人を浮かしておるというものが非常に多いわけでございます。従いまして決して紡績が能率がいから全部動くということじゃなくて、むしろかえつて紡績の方がいかにして専業の機屋さんの方に仕事を渡すかということにきつちうきつちうたるような状態でございます。

○塚本委員 何か局長の話を聞いておると、ばかりにうまい話ですけれども、現実には、私たちの地方で見ても、あの終戦の大混乱のときに生まれた子が中卒であるということから、これは特に工具が激減しておる。特に私たちの町では鹿児島まで探しにくいんですけれども、それでも予定の半分ぐらいいしか見つからないというふうなところあります。二、三年たつとまた戦後のベビー・ブームの子がたくさん卒業してきますから、この事態を待つためにためておるという状態で、人がないから、紡績と織布を比べてみると、もうけが大きい紡績の方に持つていって、もうけの少ない織布のものを今機屋さんの方に渡しておる。こういう人的な問題に中心があつて、局長が申されるように、中小企業をわざわざ育てるという気持は紡績にあるとは思わぬし、そこまで望むのは無理だと思つておるけれども、今局長があげておるようなそういうような形で、何とか中小企業に渡さうという立場でなくして、現実には工具が、ことしの中卒といふのはないところから、やむを得ず織布の人たちまで紡績の方に持つていく。能率からいつてもそれは損です。それを持つてきて織布をストップさせて、仕事を機屋さんの方に渡す、これが実情のように私たちが見ているのですが、どうでしょう。

○今井政府委員 ことしの中学の新卒、これは機屋さんも紡績も非常に求人難に陥つておるのでございまして、ただいま私が、紡績の方としては何とかして機屋さんの方に仕事を回したいと言つたのは、これは労働問題が起る前からの話でございまして、二、三年前からそういう傾向が非常に顕著なものでございまして。申しますのは、結局自分のところでもって織物を作るよりも、優秀な機屋さんによつてもらつた方が安上がりになるといふ、主として採算関係からそういう傾向が非常に顕著なのでございまして、ただいまむしろ機屋さんの仕事が少ないので、紡績としては困つておるという状態でございます。むしろやはり何とかして機屋さんの方に仕事をしてもらいたいというものが、これはどの紡績でもそういうことを申しておるのでございまして。それが実情だらうと思つておるでございます。

○塚本委員 もう一つだけお尋ねしておきますが、そういういたしますと、地方の機屋さんたちが言つておるように、紡績の能率というものと、機屋さんの持つておる織布の能率の差というものが

は、そんなに大きいことは——実質的にいって設備の台数に比例した生産であつて、三倍も上げていくという事は、これは実際大きい言い方であつて、現実の事情にはそぐわない状態だ。従つてその機屋さんの意見というものや、あるいはもしこれが譲渡性があるというところで機屋さんの機を買つて、紡績がこれは優秀な機械であるからといって、その優秀な機械にかえて生産能力を上げて、そうして既成のペースをくずすという事は、これは全然あり得ないことで、心配するに足りないというふうに見て差しつかえないと断定できますか。

○今井政府委員 結論を申し上げます、そういうふうに断定して差しつかえないと思ひます。現実には紡績の方の機械台数というものは減つておるわけでございますが、むしろ系列の機屋さんの方に紡績が機械を譲渡しておるというものが現状でございます。機屋さんの方から設備を買つて、そうしてそれを入れて合理化しておるということでは、まずまずないというふうに断定して差しつかえないと思ひます。

○塚本委員 その点がどうも怪しいので、確かにそういうことだけならいいけれども、実際労働組合等の労働攻勢を防ぐために、自分のところの紡績の中で織布をやつておるよりも、新しい機械でいい設備のもとに機屋さんに貸し手えておいて、そうしてここでは低賃金でもって能力を上げようという形の労働問題の悪い意味からするところの系列化というところに逃げておるはしないか、こういう心配があるのです。局長はその点いいふうにばかり解釈しておるうちに、われわれが考へて

申しわけないのですけれども、私たちが見ると、何か低賃金で機屋さんのところは非常に無理して、しかもおそくまでやつて、いろいろな悪い条件の中でも、近所の子供を雇つておるとかおばさんを雇つておるとかいうことによつて、その悪い条件を克服しながら機屋さんはやつておられます。こういう状態の中でいわゆる紡績の賃金等が、いわゆる労働運動で比較的正しいレベルに上がつてきておるといふ中でやるよりもいいというところで、逃げる手段として機械を貸し手える、こういう形で逃げておるといふように想像されるのですけれども、そういう悪い意味じゃなくて、ほんとうに中小企業と大企業との正しい関係において、それが大企業と中小企業との企業の得失とそ

の能力、こういうことだけを中心にして考えたというよりも、何かそこに暗に逃げ道のために、資金関係を系列化の方向に持つていく力に使つておるやしないか、こういうふうな想像は杞憂だというふうに断定できますか。

○今井政府委員 機屋さんの方が紡績より低賃金でありますので、逃げる手段に使つておるのじゃないかというお話であります。現状におきましては確かにそういう面もあると思ひます。ただ最も大きな理由をいいたしましては、先ほど申しましたように国内市場におきまして、あるいは海外市場におきまして、繊維品の嗜好が変わつて参りました。今まではたゞ紡績の作つておりましたものは、大量生産のきく白生地でございますが、御承知のように現在では変わり織りと称しまして、非常に複雑な織り方のものが中心になっております。従ひましてそういう

複雑な織り方という場合に、紡績は大量生産がなかなかできませんで、むしろ適当な経済規模の中小の機屋さんに、そういう変わり織り、変わった織物の高級品を織つてもらふ傾向が非常に顕著になっておるわけでございます。従ひましてむしろその後者の方が中心になって、さういふ状態が進みつつあるというふうに考へております。

○北條委員 関連して、今井さんの話を聞いていますと、万が一のこととすくめ——ただそういうふうな面ばかりを見る考へ方もあると思ひますけれども、政策の面になるとさうはいかないと思ひます。あなたが言われるように、貿易自由化に関連して、国内でも全部自由競争でやつていくんだ、その中で大資本の紡績と中小企業の機屋とが系列化してくるということなんでありまして、それも確かに今はいいかもしれない、当面はいいかもしれないが、一たびそういう関係ができ上がりますと、今度は大資本の方でその次にくることは中小企業に対する支配だと思ひます。そうなつてくると、糸の値を上げようとして下げてくると、糸の自由になつてくると、これは自由に自在になつてくる、こういうふうな考へられるのです。そこで、大体この法律は、繊維業界の不況を克服するために設備の規制をしようとしたものだと思ひますが、今のうちに今度は景気が上昇してきたという際には、元来立法の精神からいへば、この法律は全部解消すべきが本質だと思ひます。

う複雑な織り方という場合に、紡績は大量生産がなかなかできませんで、むしろ適当な経済規模の中小の機屋さんに、そういう変わり織り、変わった織物の高級品を織つてもらふ傾向が非常に顕著になっておるわけでございます。従ひましてむしろその後者の方が中心になって、さういふ状態が進みつつあるというふうに考へております。

○北條委員 関連して、今井さんの話を聞いていますと、万が一のこととすくめ——ただそういうふうな面ばかりを見る考へ方もあると思ひますけれども、政策の面になるとさうはいかないと思ひます。あなたが言われるように、貿易自由化に関連して、国内でも全部自由競争でやつていくんだ、その中で大資本の紡績と中小企業の機屋とが系列化してくるということなんでありまして、それも確かに今はいいかもしれない、当面はいいかもしれないが、一たびそういう関係ができ上がりますと、今度は大資本の方でその次にくることは中小企業に対する支配だと思ひます。そうなつてくると、糸の値を上げようとして下げてくると、糸の自由になつてくると、これは自由に自在になつてくる、こういうふうな考へられるのです。そこで、大体この法律は、繊維業界の不況を克服するために設備の規制をしようとしたものだと思ひますが、今のうちに今度は景気が上昇してきたという際には、元来立法の精神からいへば、この法律は全部解消すべきが本質だと思ひます。

すから、また別の機会に言いたいと思ひますが、今お話を聞いておりますと、不況対策として作つた法律を、今度は別な目的に転換しようとしておるのですが、それならば、中小企業の問題ですが、小さな機屋さんに商工組合を作らしたかどうか。そこで、一つはさういふ機屋さんの方で、商工組合は今までできておるところがあるのか、あつたらそれをお知らせ願ひたいというところ、さういふ中小企業が今後生きていくために、体質を改善するといふ点から、商工組合を大いに奨励すべきじゃないかと私は考へるのです。また、商工組合を作ることによつて、大企業と十分に對抗していけるように指導していくべきじゃないかと考へるのですが、その二点について御答弁願ひたい。

○今井政府委員 まずこの法律が不況対策といふことで、できたんじゃないかといふお話でございますが、この法律の目的にもございまして、必ずしも不況対策といふことでできた法律じゃございませんで、実は紡績段階とじやございまして、実は紡績段階と設備が過剰である、従ひまして、設備が過剰のままほつておきまして、過剰生産の結果、たとえば輸出につきましてダンピングというふうな非常に悪い現象が起こる、そこで設備が一定期間ふえることを押えまして、その過剰度がなくなつた場合に法律をやめたいという、いわば業界の合理化、安定化のために作られた法律でございまして、一時的な不況対策という意味合いでできたものではなくて、むしろ長い目で見た繊維産業の構造的な矛盾といふものを、いかに合理化して

いくかといふことでございました法律でございまして。従つて、私どもこの法律を運用するにあたりまして、さういふ単なる不況対策に墮することなく、慎重にやりたいというふうに考へておるわけでございます。

それから機屋さんの段階で、商工組合はどういうふうになつておるかというお話でございますが、商工組合は非常にたくさんできておまして、おそろく繊維関係の中小企業の段階の大部分といふものは、何らかの商工組合に加入しておるといふ状態になつておるわけでございます。私どもいたしまして、もちろん中小企業の体質改善といふことは非常に力を入れて、従来もやつておりますし、たとえば、いわゆる中小企業の設備近代化補助金というよりなものは繊維関係に非常にたくさん——絶対額はさうたくさんじゃないけれども、全体の割合から申しますと、繊維関係に非常にたくさんあつておまして、あの制度として繊維ばかりあまりかわいがり過ぎるんじゃないかといふふうな非難すら受けておる次第でございまして、それは別といたしまして、いずれにいたしましても、商工組合を中心としまして組織化を進め、団結を強めて、さうして中小企業全体の地位というものを向上させなければならぬというふうに考へておる次第でございまして。しかしながら、商工組合でもってやりますのは、たとえばその業界の設備を合理的に押えていくというふうな問題とか、あるいは中小企業の段階の商工組合では、生産制限を行なつて、さうして自分たちのところで非常にコスト割れのよりな、さういふ悪い状態がこないよ

いくかといふことでございました法律でございまして。従つて、私どもこの法律を運用するにあたりまして、さういふ単なる不況対策に墮することなく、慎重にやりたいというふうに考へておるわけでございます。

それから機屋さんの段階で、商工組合はどういうふうになつておるかというお話でございますが、商工組合は非常にたくさんできておまして、おそろく繊維関係の中小企業の段階の大部分といふものは、何らかの商工組合に加入しておるといふ状態になつておるわけでございます。私どもいたしまして、もちろん中小企業の体質改善といふことは非常に力を入れて、従来もやつておりますし、たとえば、いわゆる中小企業の設備近代化補助金というよりなものは繊維関係に非常にたくさん——絶対額はさうたくさんじゃないけれども、全体の割合から申しますと、繊維関係に非常にたくさんあつておまして、あの制度として繊維ばかりあまりかわいがり過ぎるんじゃないかといふふうな非難すら受けておる次第でございまして、それは別といたしまして、いずれにいたしましても、商工組合を中心としまして組織化を進め、団結を強めて、さうして中小企業全体の地位というものを向上させなければならぬというふうに考へておる次第でございまして。しかしながら、商工組合でもってやりますのは、たとえばその業界の設備を合理的に押えていくというふうな問題とか、あるいは中小企業の段階の商工組合では、生産制限を行なつて、さうして自分たちのところで非常にコスト割れのよりな、さういふ悪い状態がこないよ

うにという予防的な措置もやっておるわけでございます。ただ、いずれにいたしましても、それはあくまでも横の関係でございます。先ほど来問題になりました縦の系列化というものと矛盾なくできるんじゃないか。たとえば輸出なんかにつきまして、非常に銘柄の通ったりつばなものにつきましては、むしろ今系列の形で、親企業と中小企業が協力しまして輸出をやっておりますような状態でございまして、そういう輸出の面とか、あるいは品質の向上というような形になりますと、むしろ縦の系列化ということが、ある程度効果を持っております。横の団体化と申しますか、団結ということについて、業界全体の不況が起こらないように、その団結の力によりまして下をささえておるとか、あるいは体質改善等につきまして、合理化補助金等を利用して体質改善に役立たせるといふような関係になるわけでございます。その間矛盾はないんじゃないか。われわれとして商工組合の組織化は、一段と力を入れていきたい、かように考えております。

○北條委員 現在相当に商工組合があるというお話でございましたが、それは過当競争を自主的に規制しようという理由で、今まで商工組合の設立をあなたの方は許可されておると思うのですが、今までそれについての資料を出しておられはいんですが、もしまだ未提出でしたら、その資料を見せていただきたいと思うのです。

それからもう一つ、私最後に先ほど言いました問題で、中小企業全体としての体質を改善するために商工組合を

作らすべきではないか。過当競争の状況は今日もなお続いておると思う。従って、自由化のテンポに中小企業者がよく合っていくように、彼らみずからが自主的な規制をするために商工組合を奨励する、作らせることがいいと考えるが、あなたの方はこれから商工組合の設立の申請があつたときには、それをどんどん許可する方針でございましょうか。

○今井政府委員 まだ資料は提出してございせんので、至急提出いたします。

それから、商工組合はもちろん私どもとして育成する方針でございまして、さような申請がありますれば、認可する方針でやっております。

○北條委員 それは団体法にあります第九条のあの要件の範囲内において許可するというお考えなのか、それとも先ほど私言いましたように、過当競争、体質改善というふうなところから団体法の第九条云々にかかわらず、そういう商工組合の設立を指導していきたいというお考えなのか、どちらなのかですか。

○今井政府委員 これは団体法の第九条でやはり要件がございまして、従って、あれに明らかに反するといふような状態においての認可はむしろいいじゃないかと思ひますけれども、私どもの気持としまして、あの法律で読み得る限りにおいて、商工組合を認可していききたいというふうに好意的に指導したい考えでございまして。

○中村委員長 それでは本日はこの程度にとどめ、次会は来たる十日、火曜日午前十時より理事会、十時三十分より

り委員会を開会することとし、これにて散会いたします。

午後二時二十九分散会

昭和三十五年五月十日印刷

昭和三十五年五月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局